

別表1 (第3条、第10条)

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び寝たきり状態にある難病患者。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)及び寝たきり状態にある難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	床ずれ防止用具	下肢または体幹機能障がい1級または同程度の身体障がい者(児)であって、褥瘡の予防が必要な者(児)	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)または除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの	102,000円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)及び自力で排尿できない難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)及び難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者及び寝たきり状態にある難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)及び難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び下肢又は体幹に障害のある難病患者。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障がい者(児)及び難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がい(有する)身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者及び入浴に介助を要する難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)及び難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び常時介護を要する難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者。	身体障がい者(児)及び難病患者が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
			ポータブルトイレ	26,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい(有する)身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢が不自由な難病患者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障がい者(児)及び難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年	

自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、歩行や立位が不安定で頻りに転倒する恐れのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻りに転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの（身体障がい者（児）） イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの（身体障がい者（児）） ウ 知的障がい者（児）・精神障がい者（児）	ア 15,200円 イ 36,750円 ウ 12,160円	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者及び上肢機能に障害のある難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者及び難病患者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）			36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能に障害のある難病患者。	身体障がい者（児）及び難病患者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	吸引・吸入両用器			75,000円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）		17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）			9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計（音声式）	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）			15,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
	人工呼吸器用自家発電機				1回限り
人工呼吸器用外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む）	人工呼吸器の装置が必要な重度障がい者	在宅で使用する人工呼吸器の継続的な稼働を実現させることができる程度の電力を供給できるもの	100,000円	5年	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	機器等の購入価格の3分の2以内。ただし、10万円が限度。	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上）身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	5年
	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が用意に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	5年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	視覚障がい者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	テレビ電話 71,000円 ファックス 30,000円	5年

	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 73,000円	4年 5年
	視覚障がい者用色彩判別装置	視覚障がい2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	色彩等を認識し、音声により情報を伝えるもので、障がい者が容易に使用し得るもの	47,000円	6年
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋等	蓄便袋 月額 8,858円	—
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋等で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639円	—
	人工肛門洗浄用の装具		ストマ装具の代替として、洗腸し、排便するための用具	半年1回 1回17,800円	
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障がい者を有する者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する身体障がい者であって、障がい程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器の改修を行う場合は、上肢2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。ただし、学齢児以上に限る。	障がい者及び難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円 （原則として1回に限る。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、住宅改修費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。）	—

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに基づき取り扱うものとする。
2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。